

—人材を探している事業所の皆様—

熊本県のウェブサイトに掲載する移住支援金対象求人募集中！



今日も明日も、
じぶんらしく、
くまもとで働く。

- ・ 求人掲載無料！
- ・ 県が求人情報を積極的にPR！（※）

熊本県は、熊本の仕事・就職の情報を掲載するウェブサイト

「ワンストップジョブサイトくまもと」を運営しています。

現在ワンストップジョブサイトくまもとに掲載する移住支援金(*)対象求人情報を募集しています。

※掲載される求人情報は、県が広くU I J ターン就職希望者にPRする他、無料で「ヤフー仕事検索」等の民間求人サイト等に掲載されます（本サイトへの求人情報の提供をもって掲載に同意したものとみなします）。

サイト登録手続き 1：「対象法人(*)」登録申請

次の様式を郵送（または持参）してください。

■熊本県マッチング支援事業における移住支援金対象法人に係る登録申請書(☆)

■履歴事項全部証明書（発行から6ヶ月以内・写し可）

<提出先> 熊本県U I J ターン就職支援センター 熊本窓口

〒860-0844 熊本県熊本市中央区水道町8-6

朝日生命熊本ビル1階 くまジョブ 熊本県しごと相談・支援センター内

☆様式は、ワンストップジョブくまもと内に掲載しています。

<https://kumamoto.onestop-job.jp/iinets/job-information01.html>（「手続き 2 ③」からアクセスできます）

サイト登録手続き 2：「対象求人(*)」登録申請

求人情報は「熊本仕事いいねっと（ワンストップジョブサイトくまもと内）」から登録してください。

①「ワンストップジョブサイトくまもと」
へアクセス

<https://kumamoto.onestop-job.jp/>

ワンストップジョブサイトくまもと



②「熊本仕事いいねっと」をクリック



熊本仕事
いいねっと

③「企業の方へ(求人登録はこちら)」
をクリック



企業の方へ
(求人登録はこちら)

④「熊本仕事いいねっと(こちらをクリック)」
をクリック

熊本仕事いいねっと
(こちらをクリック)

*移住支援金や対象法人、対象求人については裏面をご覧ください。

このチラシに関するお問い合わせ先 |

熊本県商工観光労働部商工労働局 商工政策課

TEL：096-333-2313 / Mail：shoukouseisaku@pref.kumamoto.lg.jp

移住支援金とは

住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住または東京圏から通勤した方が熊本県内の市町村(*)に転入し、「ワンストップジョブサイトくまもと」に掲載された移住支援金の対象求人に応募し、就業した場合、2人以上の世帯の場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円を市町村が支給します。

※移住支援金の支給対象は、令和元年(2019年)10月16日以降に、熊本県内の市町村(*)に転入した方です。支給には要件があります。詳細は熊本県HP等で御確認ください。

移住支援金特設ページ <https://kumamoto.onestop-job.jp/ijuu-shienkin/>



対象法人

- (ア) 官公庁等(第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)ではないこと。
- (イ) 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業(資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。)ではないこと。
- (ウ) みなし大企業でないこと(※1)。
- (エ) 本店所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人(勤務地限定型社員(東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。)を採用する法人を除く。)ではないこと。
- (オ) 雇用保険の適用事業主であること。
- (カ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- (キ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。
- (ク) 「熊本県U・Iターン就職支援センター(※2)」へ登録している法人であること。
- (ケ) 上記のほか、「就職に関する要件」(ア)、(エ)、(カ)に掲げる要件に合致する求人を行う法人であること。
- (※1) みなし大企業とは、以下のいずれかに該当する法人をいう。
 - ・発行済株式の総数又は出資価格の総額2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - ・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人ただし、(イ)の法人がいわゆる親会社である場合はみなし大企業としない。

- (※2)熊本県U・Iターン就職支援センターとは
県外在住者で熊本へのU・Iターン就職をする方とはU・Iターン人材の受入を希望する県内企業とのマッチングを支援します。 <http://kuma-turn.jp>



対象求人(就職に関する要件)

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域に所在(※)すること。
- (イ) 就業先が、県が移住支援金の対象としてワンストップジョブサイトくまもとに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業し、移住支援金申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。
- (オ) 当該求人への応募日が、ワンストップジョブサイトくまもとに求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (※) 東京圏とは
東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
条件不利地域とは
「過疎地域自立促進特別措置法」「山村振興法」「離島振興法」「半島振興法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」の対象地域を有する市町村(政令指定都市を除く)。市町村名は下記HP掲載
起業支援金・移住支援金-地方創生HP(内閣府) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/shienkin_index.html

【！注意！】次の要件に該当する場合、移住支援金の全額または半額の返還を、移住者に求める場合があります。

- ・移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した市町村から転出した場合(全額)。
- ・移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合(全額)。
- ・移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した市町村から転出した場合(半額)。

[登録企業へのお願い]

移住支援金の対象求人を掲載された企業においては、熊本県移住支援金に関する事務のため、採用後の県への報告、就業者が移住支援金を請求する場合の就業証明書の作成、熊本県及び県内市町村からの依頼に基づく就業者の勤務状況等の情報提供などをお願いします。